

令和元年8月21日

広島市西区スポーツ施設の指定管理者募集に係る質問に対する回答

No.	資料	項	質 問	回 答
1	応募要領 別紙1	(3)⑥ウ	「設立趣旨、事業内容、役員名簿…概要 がわかるもの」とは、会社パンフレットの 添付でもよいのか。	パンフレットでも可能です。
2	応募要領 別紙1	(3)⑥ウ	「申請者の発行済株式の100%を保有 する…親会社の書類も提出」とは、親会社 についてもア～ウの書類を提出するとい う意味か。	お見込みのとおりです。
3	仕様書	2(6)ウ	リース物件のリース開始時期	別紙1のとおりです。
4	仕様書	2(6)オ	自動車の取扱いについては、予算化する 必要がないという意味か。	自動車については、協議のうえ、無償で 本市の自動車を貸与しますが、維持管理、 車検その他保険の加入の手続及び経費に ついては、指定管理者が負担します。
5	仕様書	2(7)ア	今年度中に消費税率の引き上げによる 利用料金の改定等の予定の有無、及びある 場合はその金額	令和元年10月1日付けで条例改正に より消費税引き上げに伴い利用料金の上 限額を引き上げる予定です。  なお、金額は事業計画書様式4-6と同 額です。
6	仕様書	2(7)カ(イ)	「令和2年4月1日の時点で購入者が期 限切れにより使用できなかった回数券が ある場合は、その購入代金相当額を払い戻 すこと」とは、払戻し対応や払戻しに係る 費用は、現在の指定管理者、次期の指定管 理者どちらの業務になるのか。	現在の指定管理者の業務及び負担とな りますが、手続上、申出者の不便とならな いよう、現在の指定管理者及び次期の指定 管理者と調整する等協議をお願いします。
7	応募要領	6(2)	回数券・定期券収入についても前納利用 料金として次期の指定管理者に引き継が れるのか。	回数券・定期券については、現在の指定 管理者との協定において、指定期間を超え て発行することはできないため、その収入 についても引継ぎを想定していません。
8	仕様書	5(4)ア	「自主事業は会計を独立させるものと する」とは、指定管理料の減額のために、 自主事業で得る収益を(様式5)の収支計 画書に反映することは可能か。その場合、 自主事業収支計画書を提出すればよいか。	指定管理業務本体の会計と自主事業の 会計は完全に独立するため、指定管理料及 び利用料金収入と並んで自主事業を費目 とし、その収益を前提に収支計画書を作成 することはできません。ただし、決算時に 赤字となった場合には、自主事業の収益を

				含めた自己資本により、それを補填することは可能です。
9	仕様書	7(5)イ	「地域スポーツ振興事業の実施にあたり、各区2名ずつの地域スポーツ振興担当コーディネーターが…常駐する」とは、地域スポーツ振興担当コーディネーターが施設の事務所に常駐するという理解でよいか。	お見込みのとおりです。 なお、コーディネーターの常駐する事務機については、目的外使用許可の申請が必要となります。
10	仕様書	7(5)イ	地域スポーツ振興担当コーディネーターの活動頻度と時間	週5日勤務の7時間45分です。
11	様式 4-3	—	表下段の「※様式番号欄：(様式4-2ア～ウ)のうち対応している質問項目番号を記入してください。」とは、質問項目番号を様式番号と読み替えればよいか。	お見込みのとおりです。
12	説明会 配付資料 3	①	支出項目の「給与手当」「賃金」とは、給与手当が職員給与で、賃金がアルバイト・パート人件費という理解でよいか。	お見込みのとおりです。
13	説明会 配付資料 3	①	光熱水費(電気・ガス・水道)の過去3年間の実績と内訳	別紙2のとおりです。
14	説明会 配付資料 3	①	委託料の過去3年間の実績と内訳	別紙3のとおりです。
15	説明会 配付資料 6	①	収益事業等とはどのような事業か。	売店・自動販売機による物販事業等を意味します。
16	説明会 配付資料 6	①	自主事業収支内訳(スポーツ教室事業・イベント開催事業・自動販売機・売店など)	別紙4のとおりです。
17	説明会 配付資料 6	②	記載されている金額は4月～9月の半期分であることから、年間の予定価格は表示金額の2倍という理解でよいか。	お見込みのとおりです。ただし、10月分以降については、消費税引上げ分が加味されます。
18	説明会 配付資料 6	③	目的外使用許可に係る光熱水費の実費徴収額は、現在の指定管理者が支払った光熱水費を自動販売機のベンダー等から徴収した費用であり、指定管理者の収入となるという理解でよいか。	指定管理者とベンダーとの契約については、本市が関わらないため、光熱水費の取扱いについては両者で決定します。 自主事業に係る光熱水費については、本市から指定管理者に実費相当額を請求します。

19	説明会 配付資料 6	③	自動販売機の電力使用量は、副メーターによる管理をしているという理解でよいか。個別メーターがある場合はその所有者を教えてください。	電力使用量は個別メーターにより管理しており、ベンダーが所有しています。
20	説明会 配付資料 6	③	自動販売機以外で目的外使用許可に係る光熱水費が発生しているものはあるか。	臨時売店を設置する場合には実費分発生します。
21	—	—	親会社からの業務移管中であり、従業員がすべて親会社からの出向者である場合、障害者雇用率や市内在住者の割合、団体概要等の従業員数についても親会社の人数を記載してよいか。	障害者雇用状況に関する書類については、親会社に関する内容では現状に沿った書類の提出とならず、また法令に基づき提出された障害者雇用状況報告書を基礎とするため、業務移管後の会社（子会社）に関して独自に作成して提出することもできません。したがって、加点減点対象となりません。  市内在住者の割合及び団体概要等の従業員数については、業務移管後に予定される従業員（現在の子会社の従業員）を基礎に提出してください。
22	—	—	光熱水費・燃料費、再生可能エネルギー発電促進賦課金が著しく高騰した場合、市から指定管理料の補填等はあるのか。	原則としてありません。
23	様式17	—	指定管理実績調書に記載する管理施設については、指定単位（例：南区スポーツ施設＝南区スポーツセンター、宇品体育館、東雲屋内プール、出島屋内プール）で記載するのか、単一施設（南区スポーツセンター）で記載するのか。	指定単位ではなく、1施設について記載してください。
24	仕様書	別紙3	消防設備、防火設備、電気設備、空調設備、給排水設備、プール循環器・熱源設備の概要・メーカー・型式・数量	別紙6のとおりです。
25	仕様書	6	職員配置に示す要員の中に設備要員・清掃要員は含まないとの考えでよいか。	お見込みのとおりです。
26	仕様書	別紙3	設備要員の勤務時間（シフト）・人員数	7時間45分×2人
27	仕様書	別紙3	日常清掃員の勤務時間（シフト）・人員数	7時間45分×1人
28	仕様書	別紙3	電気冷暖房設備等の運転・保守業務における有資格者の配置及びその資格	現在の仕様書では、以下の有資格者を配置しています。

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物取扱作業主任者</li> <li>・ ボイラー技術者（１級以上）</li> <li>・ 圧力容器取扱主任者（第１種講習修了者）</li> </ul>
29	説明会 配付資料 3	①	平成30年度の消耗品費の内訳	別紙7のとおりです。
30	説明会 配付資料 3	①	平成30年度の修繕費の内訳	別紙8のとおりです。
31	説明会 配付資料 3	①	平成30年度の委託料の内訳	別紙3のとおりです。
32	—	—	平成30年度の廃棄物の排出量	別紙9のとおりです。
33	仕様書	別紙3	点検・整備・清掃業務の受注者	受注者については、広島市情報公開条例第7条第2項の規定に準じ、回答できません。
34	仕様書	2(5)	現在把握されている設備の不具合事項	別紙5のとおりです。
35	仕様書	別紙3	日常清掃の清掃箇所・清掃周期がわかる仕様書	別紙10のとおりです。
36	仕様書	別紙3	定期清掃の清掃箇所・清掃周期が分かる仕様書	
37	仕様書	別紙3	植木選定について対象となる場所・樹木の種類・数量の分かる仕様書	別紙11のとおりです。
38	—	—	平成30年度の駐車場の臨時警備の有無及びその日数・警備員の人員数	臨時警備はありません。